



総政企第 252 号
平成27年12月 1 日

統計委員会委員長
西 村 清 彦 殿

総務大臣
山 本 早 苗



諮問第86号
商業動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成27年11月19日付け20151117統第2号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

経済産業省

20151117統第2号

平成27年11月19日

総務大臣 殿

経済産業大臣 宛



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

商業動態統計調査

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室
事務担当者	及川芳仁 電話：03（3501）1092 e-mail: oikawa-yoshihito@meti.go.jp



別紙

申請事項記載書

1 調査の名称

商業動態統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
1・2 略 3 調査対象の範囲 (1) 略 (2) 属性的範囲 商業動態統計調査は、甲調査、乙調査、丙調査、丁1調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査とする。各調査の属性的範囲は、以下のとおり（詳細は「別表第11」を参照）。 ＜卸売業＞ ① 甲調査 ・統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成19年11月改定。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者100人以上のもの。 ・日本標準産業分類に掲げる「中分類51－繊維・衣服等卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業	1・2 略 3 調査対象の範囲 (1) 略 (2) 属性的範囲 商業動態統計調査は、甲調査、乙調査、丙調査、丁1調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査とする。各調査の属性的範囲は、以下のとおり。 ① 甲調査 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成19年11月改定）<u>に掲げる中分類50－各種商品卸売業から中分類55－その他の卸売業（細分類5598－代理商、仲立業を除く。）までに属する事業所のうち従業者100人以上のものであって経済産業大臣が指定するもの。</u>	○調査計画の記述の明確化を図るための形式的変更（実質的な内容変更なし）。

所のうち従業者200人以上のもの。

② 乙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所（前記①に規定する事業所を除く。）。

<小売業>

③ 乙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類61－無店舗小売業」までに属する事業所（後記④に規定する事業所及び⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）。

② 乙調査

日本標準産業分類に掲げる中分類50－各種商品卸売業から中分類55－その他の卸売業（細分類5598－代理商、仲立業を除く。）まで、小分類591－自動車小売業（細分類5914－二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類593－機械器具小売業（自動車、自転車を除く）、小分類605－燃料小売業及び中分類61－無店舗小売業に属する事業所のうち、経済産業大臣が指定するもの（3の（2）の①、3の（2）の③に規定するもの及び3の（2）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所を除く。）並びに日本標準産業分類に掲げる中分類56－各種商品小売業から中分類60－その他の小売業まで（小分類591－自動車小売業（細分類5914－二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類593－機械器具小売業（自動車、自転車を除く）及び小分類605－燃料小売業を除く。）に属する事業所のうち、従業者20人以上のもの（3の（2）の③に規定するもの及び3の（2）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって経済産業大臣が指定するもの及び従業者19人以下のもの（3の（2）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって経済産

<u>④ 丙調査</u> 日本標準産業分類に掲げる「中分類５６－各種商品小売業」から「中分類６０－その他の小売業」までに属する事業所のうち従業者５０人以上のもの（後記⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの（経済産業大臣が指定する条件については別紙参照）。 <u>⑤ 丁１調査</u> 日本標準産業分類に掲げる「細分類５８９１－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。以下「コンビニエンスストア」という。）を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。 <u>⑥ 丁２調査</u> 日本標準産業分類に掲げる「細分類５９３１－電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類５９３２－電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所	<u>業大臣が指定する地域に存在するもの。</u> <u>③ 丙調査</u> 日本標準産業分類に掲げる中分類５６－各種商品小売業から中分類６０－その他の小売業までに属する事業所のうち従業者５０人以上のものであって、経済産業大臣が指定するもの（３の（２）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所を除く。）。 <u>④ 丁１調査</u> 日本標準産業分類に掲げる細分類５８９１－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）に属する事業所（以下単に「コンビニエンスストア」という。）を自ら経営する企業又はコンビニエンスストア事業（主としてコンビニエンスストアを経営する者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。）を行う企業のうち５００店以上の店舗を有するものであって、経済産業大臣が指定するもの。 <u>⑤ 丁２調査</u> 日本標準産業分類に掲げる細分類５９３１－電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類５９３２－電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所を有する	○選定の方法の明確化を図るため「別紙」を追加（実質的な内容変更なし）。
--	---	--

<u>(以下「家電専門店」という。)を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。</u> ⑦ 丁3調査 日本標準産業分類に掲げる「<u>細分類6031ードラッグストア</u>」に属する事業所<u>(以下「ドラッグストア」という。)</u>を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。 ⑧ 丁4調査 日本標準産業分類に掲げる「<u>細分類6091ーホームセンター</u>」に属する事業所<u>(以下「ホームセンター」という。)</u>を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。 4 報告を求める者 (1) 略 (2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 ■有意抽出) <u>標本抽出については、報告を求める者を経済産業大臣が個別に指定する方法 (指定事業所 (企業) 調査) の他、乙調査の一部は調査を行う地域 (調査区) を経済産業大臣が指定して当該調査区内に所在する小売事業所を選定する方法 (指定調査区調査) を併用する (「商業動態統計調査に関する標本設計等」及び「別表第11」を参照)。</u> 5 略	企業で、経済産業大臣が指定する<u>もの。</u> ⑥ 丁3調査 日本標準産業分類に掲げる細分類6031ードラッグストアに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定する<u>もの。</u> ⑦ 丁4調査 日本標準産業分類に掲げる細分類6091ーホームセンターに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定する<u>もの。</u> 4 報告を求める者 (1) 略 (2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 ■有意抽出) 「商業動態統計調査に関する標本設計等」参照 5 略	○調査計画の記述の明確化を図るための形式的変更 (実質的な内容変更なし)。 ○選定の方法の明確化を図るため「別表第11」を
---	--	---

6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 甲及び乙調査：経済産業省－都道府県－調査員－報告者 丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査：経済産業省－<u>民間事業者</u>－報告者 (2) 調査方法（☒調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ）） 1) 調査員調査 統計調査員は、甲及び乙調査票について指定事業所及び指定調査区事業所の報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。 2) 郵送調査 経済産業省は、甲、丙、<u>丁1、丁2、丁3及び丁4</u>調査票について指定事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。 3) オンライン調査 経済産業省は、甲、乙、丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査票について指定事業所、指定調査区事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。 <u>なお、経済産業省は、民間事業者を通して郵送により、</u> <u>丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査票の指定事業所及び指</u>	6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 甲及び乙調査：経済産業省－都道府県－調査員－報告者 丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査：経済産業省－報告者 (2) 調査方法（☒調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ）） 1) 調査員調査 統計調査員は、甲及び乙調査票について指定事業所及び指定調査区事業所の報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。 2) 郵送調査 経済産業省は、甲、丙及び<u>丁</u>調査票について指定事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。 3) オンライン調査 経済産業省は、甲、乙、丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査票について指定事業所、指定調査区事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。	追加(実質的な内容変更なし)。 ○民間事業者に外注化するため。 ○文言を形式的に修正。 ○民間事業者に外注化するため。
--	--	---

<u>定企業の報告義務者並びに一括調査企業の報告義務者に、調査票の記入を依頼し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する。業務委託内容は、調査票等関係書類の印刷・送付、調査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。</u> 7～12 略 別表第1～10 略 <u>別表第11（属性的範囲）</u>	7～12 略 別表第1～10 略	○調査計画の記述の明確化を図るための追加(実質的な内容変更なし)。
--	--------------------------------	--

別紙 経済産業大臣が指定する条件

変更案	変更前	変更理由
経済産業大臣が指定する条件 1 丙調査 ・日本標準産業分類に掲げる「小分類561－百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、かつ、次に掲げる売場面積の事業所（「百貨店」という。）。 ① 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上 ② 前記①以外の地域については1,500㎡以上 ・売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が1,500㎡以上の事業所（「スーパー」という。）。 2 丁1調査 コンビニエンスストアを500店舗以上有する企業。 3 丁2調査 売場面積が500㎡以上の家電専門店は10店舗以上有する企業。 4 丁3調査 ドラッグストアを50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。 5 丁4調査 ホームセンターを10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。		○調査計画の記述の明確化を図るため、別紙「経済産業大臣が指定する条件」を追加する（実質的な内容変更なし）。

別紙 商業動態統計調査に関する標本設計等

変更案	変更前	変更理由
(削除)	(3) 丁2、丁3及び丁4調査対象の選定方法 ①丁2調査 家電大型専門店(日本標準産業分類(平成19年11月改定)に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所のうち売場面積が500㎡以上のものを10店舗以上有する企業。 ②丁3調査 ドラッグストアを50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。 ③丁4調査 ホームセンターを10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。	○別紙として「経済産業大臣が指定する条件」を追加したことから、内容が重複する当該箇所を削除する。

別表第11（属性的範囲）

変更案				変更前				変更理由	
別表第11（属性的範囲）									
(1)卸売業									
		日本標準産業分類		従業者					
中分類		小分類		200人以上		100人以上199人以下		99人以下	
50 各種商品卸売業	501 各種商品卸売業	甲調査 (指定事業所)							
51 繊維・衣服等卸売業	511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)								
	512 衣服卸売業								
	513 身の回り品卸売業								
52 飲食品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業								
	522 食料・飲料卸売業								
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	531 建築材料卸売業								
	532 化学製品卸売業								
	533 石油・鉱物卸売業								
	534 鉄鋼製品卸売業								
	535 非鉄金属卸売業								
	536 再生资源卸売業								
54 機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業								
	542 自動車卸売業								
	543 電気機械器具卸売業								
	549 その他の機械器具卸売業								
55 その他の卸売業	551 家具・建具・じゅう器等卸売業								
	552 医薬品・化粧品等卸売業								
	553 紙・紙製品卸売業								
	559 他に分類されない卸売業 (5598 代理商、仲立業を除く)								
(注) 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。									
(2)小売業									
		日本標準産業分類		従業者					
中分類		小分類		50人以上		20人以上49人以下		19人以下	
		細分類		経済産業大臣が指定する条件					
		その他の条件		丙調査 (指定事業所)		乙調査 (指定事業所)			
56 各種商品小売業	561 百貨店、総合スーパー	乙調査 (指定事業所)							
	569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)								
57 繊維・衣服・身の回り品小売業		乙調査 (指定調査区)							
58 飲食品小売業	581 各種食料品小売業								
	582 野菜・果実小売業								
	583 食肉小売業								
	584 鮮魚小売業								
	585 酒小売業								
	586 菓子・パン小売業								
	589 その他の飲食品小売業								
	5891 コンビニエンスストア(飲食品を中心とするものに限る)								
59 機械器具小売業	591 自動車小売業	丙調査 (指定事業所)		乙調査 (指定事業所)		乙調査 (指定調査区)			
	5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)								
	592 自転車小売業								
	593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)								
	5931 電気機械器具小売業(中古品を除く)	丁2調査 (指定企業)							
	5932 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)								
		売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業							
60 その他の小売業	601 家具・建具・量小売業	丙調査 (指定事業所)		乙調査 (指定事業所)		乙調査 (指定調査区)			
	602 じゅう器小売業								
	603 医薬品・化粧品小売業								
	6031 ドラッグストア								
	ドラッグストアを50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業								
			丁3調査 (指定企業)		乙調査(指定調査区)				
	604 農耕用品小売業	丙調査 (指定事業所)		乙調査 (指定事業所)		乙調査 (指定調査区)			
	605 燃料小売業								
	606 書籍・文房具小売業								
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業								
	608 写真機・時計・眼鏡小売業								
609 他に分類されない小売業									
6091 ホームセンター	丁4調査 (指定企業)								
ホームセンターを10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業									
61 無店舗小売業					乙調査 (指定事業所)				
(注) 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。									

○調査計画の記述の明確化を図るため、別表第11を追加する。

商業動態統計調査計画（変更後）

1 調査の名称

商業動態統計調査

2 調査の目的

商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（１）地域的範囲

全国

（２）属性的範囲

商業動態統計調査は、甲調査、乙調査、丙調査、丁１調査、丁２調査、丁３調査及び丁４調査とする。各調査の属性的範囲は、以下のとおり（詳細は「別表第１１」を参照）。

<卸売業>

① 甲調査

- ・ 統計法第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成１９年１１月改定。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる「中分類５０－各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者１００人以上のもの。
- ・ 日本標準産業分類に掲げる「中分類５１－繊維・衣服等卸売業」から「中分類５５－その他の卸売業（「細分類５５９８－代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所のうち従業者２００人以上のもの。

② 乙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類５０－各種商品卸売業」から「中分類５５－その他の卸売業（「細分類５５９８－代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所（前記①に規定する事業所を除く。）。

<小売業>

③ 乙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類５６－各種商品小売業」から「中分類６１－無店舗小売業」までに属する事業所（後記④に規定する事業所及び⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）。

④ 丙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類５６－各種商品小売業」から「中分類６０－その他の小売業」までに属する事業所のうち従業者５０人以上のもの（後記⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの（経済産業大臣が指定する条件については別紙参照）。

⑤ 丁１調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類５８９１－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。以下「コンビニエンスストア」という。）を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。

⑥ 丁２調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類５９３１－電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類５９３２－電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所（以下「家電専門店」という。）を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。

⑦ 丁３調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類６０３１－ドラッグストア」に属する事業所（以下「ドラッグストア」という。）を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。

⑧ 丁４調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類６０９１－ホームセンター」に属する事業所（以下「ホームセンター」という。）を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。

４ 報告を求める者

（１）数：約１８，０００事業所又は企業

標本抽出の基礎となる母集団の大きさ：約１４１万事業所（平成２４年経済センサス-活動調査）

（２）選定の方法（☐全数 ☒無作為抽出 ☒有意抽出）

標本抽出については、報告を求める者を経済産業大臣が個別に指定する方法（指定事業所（企業）調査）の他、乙調査の一部は調査を行う地域（調査区）を経済産業大臣が指定して当該調査区内に所在する小売事業所を選定する方法（指定調査区調査）を併用する（「商業動態統計調査に関する標本設計等」及び「別表第１１」を参照）。

（３）報告義務者

事業所の管理責任者、企業を代表する者及び経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」）を代表する者

１）調査票による提出

報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、別表第１０に掲げる調査票の区分、提出先、提出

部数及び提出期日に従って提出する。ただし、一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、1部を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

2) オンラインによる提出

報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、オンラインを使用して、所定の事項を入力し、別表第10に規定する提出期日までに提出する。

3) 電磁的記録による提出

報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査企業の報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表第10に規定する調査票の区分、提出先及び提出期日に従って提出する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別表第1から9を参照）

1) 甲調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 事業所名
- ② 事業所所在地
- ③ 従業者数
- ④ 商品販売額
- ⑤ 商品手持額

2) 乙調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 事業所名
- ② 事業所所在地
- ③ 従業者数
- ④ 商品販売額

3) 丙調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 事業所名
- ② 事業所所在地
- ③ 売場面積
- ④ 従業者数
- ⑤ 営業日数
- ⑥ 商品販売額
- ⑦ 商品券販売額
- ⑧ 商品手持額

4) 丁1調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 企業名
- ② 商品販売額
- ③ サービス売上高
- ④ 店舗数

5) 丁2調査、丁3調査、丁4調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 企業名
- ② 商品販売額
- ③ 店舗数
- ④ 商品手持額

(2) 基準となる期日又は期間

商業動態統計調査は、毎月末日現在によって行う。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

甲及び乙調査：経済産業省－都道府県－調査員－報告者

丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査：経済産業省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法（☒調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

1) 調査員調査

統計調査員は、甲及び乙調査票について指定事業所及び指定調査区事業所の報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。

2) 郵送調査

経済産業省は、甲、丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査票について指定事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。

3) オンライン調査

経済産業省は、甲、乙、丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査票について指定事業所、指定調査区事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。

なお、経済産業省は、民間事業者を通して郵送により、丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査票の指定事業所及び指定企業の報告義務者並びに一括調査企業の報告義務者に、調査票の記入を依頼し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する。業務委託内容は、調査票等関係書類の印刷・送付、調査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ① 甲及び乙調査の提出期限は、調査月の翌月の10日
- ② 丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査の提出期限は、調査月の翌月の15日

8 集計事項

次の事項について集計する。なお、詳細については、別紙のとおり。

- ①商業販売に関する事項
- ②大規模卸売店販売に関する事項
- ③百貨店・スーパー販売に関する事項
- ④コンビニエンスストア販売に関する事項
- ⑤家電大型専門店販売に関する事項
- ⑥ドラッグストア販売に関する事項
- ⑦ホームセンター販売に関する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

経済産業大臣は集計の結果をインターネット（経済産業省ホームページ及び総務省e-stat）及び印刷物又は閲覧に供する方法（電磁的記録からの打ち出しリストの閲覧）により公表する。

(2) 公表の期日

商業動態統計速報は、調査月の翌月下旬。
商業動態統計月報は、調査月の翌々月中旬。

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
記入済み調査票	1年	都道府県知事
電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

5の（1）の報告を求める事項。

経済産業大臣が指定する条件

1 丙調査

- ・日本標準産業分類に掲げる「小分類 561－百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の 50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、かつ、次に掲げる売場面積の事業所（「百貨店」という。）。

① 東京都特別区及び政令指定都市については 3,000 m²以上

② 前記①以外の地域については 1,500 m²以上

- ・売場面積の 50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が 1,500 m²以上の事業所（「スーパー」という。）。

2 丁1 調査

コンビニエンスストアを 500 店舗以上有する企業。

3 丁2 調査

売場面積が 500 m²以上の家電専門店で 10 店舗以上有する企業。

4 丁3 調査

ドラッグストアを 50 店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が 100 億円以上の企業。

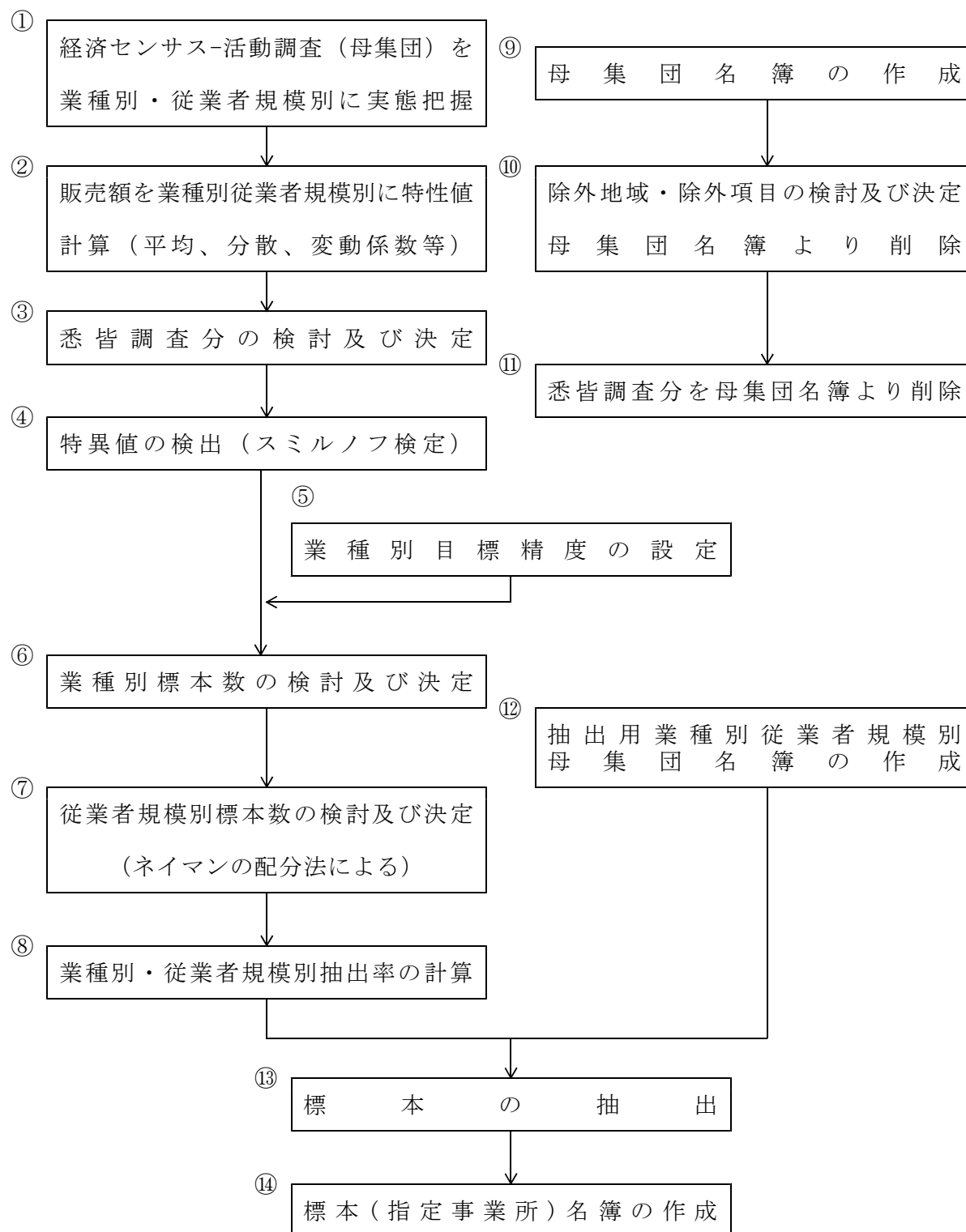
5 丁4 調査

ホームセンターを 10 店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が 200 億円以上の企業。

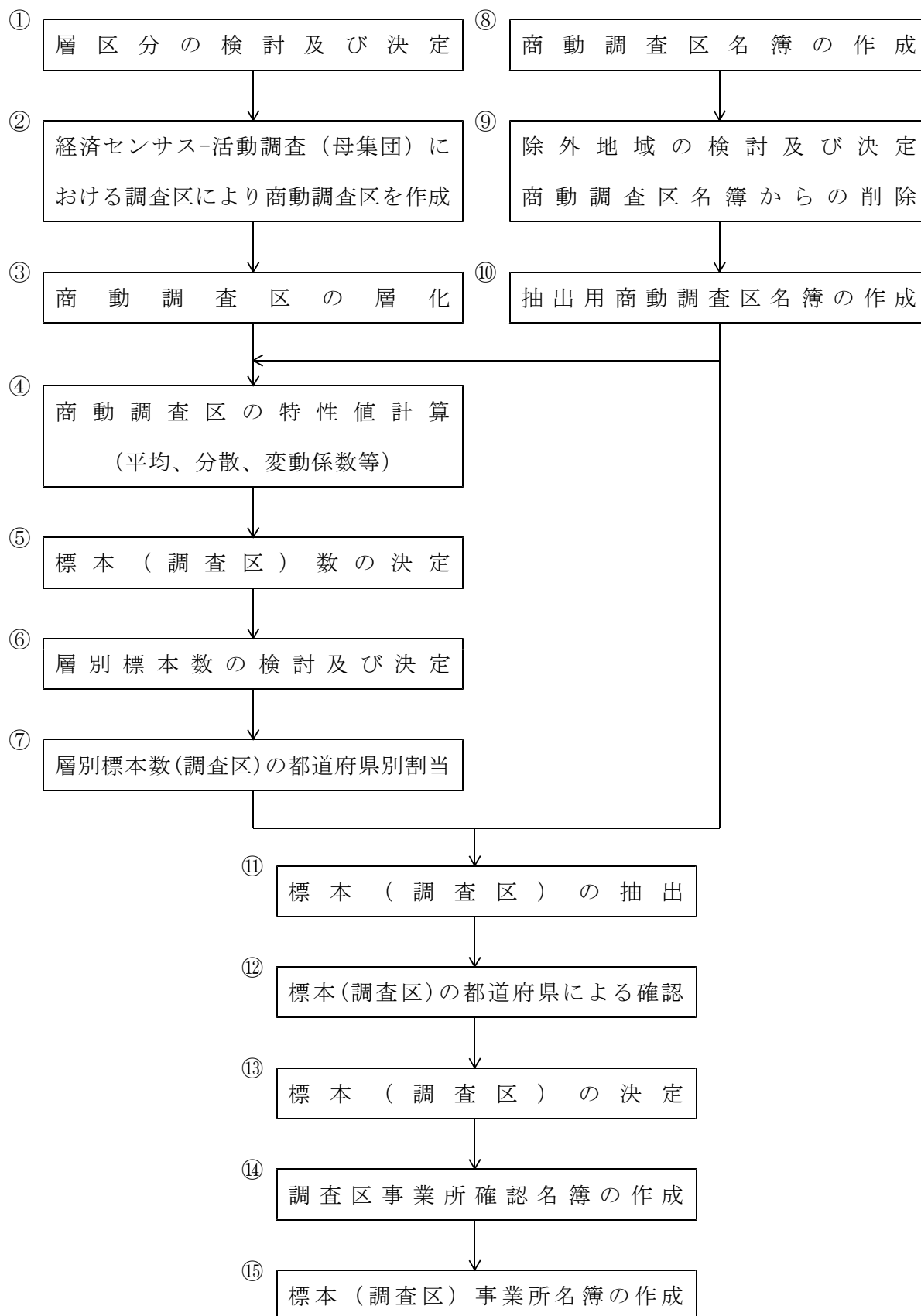
商業動態統計調査に関する標本設計等

標本抽出（作業フロー図）

(1) 指定事業所調査分



(2) 指定調査区調査分



集計事項

公表の方法	集計事項
商業動態統計速報	・業種別商業販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・業種別商業販売額指数[原指数、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] ・大規模卸売店商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・百貨店・スーパー商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・百貨店・スーパー商品別販売額指数[原指数、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] ・百貨店・スーパー経済産業局別、商品別販売額 ・百貨店・スーパー経済産業局別、販売額前年(度、同期、同月)比増減率 ・百貨店・スーパー都道府県別販売額及び前年同月比増減率 ・百貨店・スーパー東京特別区・政令指定都市別、商品別販売額 ・百貨店・スーパー東京特別区・政令指定都市別販売額前年(度、同期、同月)比増減率 ・コンビニエンスストア商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・コンビニエンスストア販売額指数[原指数、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] ・コンビニエンスストア経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・コンビニエンスストア都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 ・家電大型専門店商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・家電大型専門店経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・家電大型専門店都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 ・ドラッグストア商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・ドラッグストア経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・ドラッグストア都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 ・ホームセンター商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・ホームセンター経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・ホームセンター都道府県別販売額等及び前年同月比増減率 ・期末商品手持額及び前年同期末比増減率(大規模卸売店及び業態別)
商業動態統計月報 (確報)	第1部 商業販売 ・業種別商業販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・業種別商業販売額指数[原指数及び前年(同期、同月)比増減率、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] 第2部 大規模卸売店販売 ・商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率 第3部 百貨店・スーパー販売 ・商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・商品別販売額指数[原指数及び前年(同期、同月)比増減率、季節調整済指数及び前期(月)比増減率] ・経済産業局別販売額 ・経済産業局別販売額前年(度、同期、同月)比増減率 ・経済産業局別商品別販売額等 ・都道府県別販売額前年(度、同期、同月)比増減率 ・都道府県別商品別販売額等 ・東京特別区・政令指定都市別販売額 ・東京特別区・政令指定都市別販売額前年(度、同期、同月)比増減率 ・東京特別区・政令指定都市別、商品別販売額等 ・商品別期末商品手持額及び前年同期末比増減率 ・商品別在庫率及び前年同期末比増減率 ・経済産業局別、東京特別区・政令指定都市別、商品別期末商品手持額 ・都道府県別、商品別期末商品手持額 第4部 コンビニエンスストア販売 ・商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・商品別販売額原指数 ・商品別販売額季節調整済指数及び前期(月)比増減率 ・経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・経済産業局別販売額原指数 ・経済産業局別販売額季節調整済指数及び前期(月)比増減率 ・都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 第5部 家電大型専門店販売 ・商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率 第6部 ドラッグストア販売 ・商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率 第7部 ホームセンター販売 ・商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率 ・商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率